

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例の一部を改正する条例**
(条例第四十三号)

一 災害対策基本法及び大規模災害からの復興に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県災害医療推進基金条例の一部を改正する条例** (条例第四十四号)

一 災害対策基本法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公告式条例の一部を改正する条例** (条例第四十五号)

一 条例の公布に当たって行う知事の署名について電子署名によることができることとした。

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例** (条例第四十六号)

一 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例を廃止する等の条例** (条例第四十七号)

一 徳島県収入証紙条例の廃止

二 徳島県収入証紙条例は、廃止することとした。

二 徳島県特別会計設置条例の一部改正

三 徳島県証紙収入特別会計を廃止することとした。

三 徳島県税条例の一部改正

自動車税及び狩猟税について、県が発行する証紙による徴収の方法を廃止することとした。

四 この条例は、令和八年十月一日から施行することとした。ただし、二については、令和十四年四月一日から施行することとした。

五 一について、所要の経過措置を設けることとした。

● **就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則** (規則第六十三号)

一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。